

事業の概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等の情報の提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、利用者の支援に際しては、利用者の視点に立った寄り添う支援を行い、子育て家庭の不安感や負担感を軽減する役割が期待されています。

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

子どもの数の少ない県内市町村では、特定型の事業ニーズは低い状況にありますが、様々な課題を抱えながら子育てに不安や負担を感じている保護者を支援する基本型や母子保健型の事業ニーズはあるものと考えています。

全市町村の妊娠・出産・子育て支援窓口の質の向上を目指します。

【本年における具体的な目標値】

【母子保健型】

・妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市町村の数①妊婦のみに実施②家族にも伝える →増加
（参考 H26年度①12/34 ②5/34市町村
→H30年度①16/34 ②13/34市町村）

・産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等から指導・ケアを十分に受けることができた者の割合（3・4か月児）
→増加
（参考 H25年度:49.7%→H29年度:89.9%）

実施状況（D）（H31年3月末現在）

【基本型・特定型】

設置状況:基本型1ヶ所(南国市)

特定型1ヶ所(高知市)

人材確保:子育て支援員認定者（基本型・特定型）7名
（基本型）1名

- 利用者支援事業（基本型）の設置の推進
 - ・市町村訪問により、利用者支援事業導入に向けての提案及び検討。

【母子保健型】

設置状況:子育て世代包括支援センター18市町村

（利用者支援事業活用14市町村）

- 子育て世代包括支援センターの設置推進
 - ・子育て世代包括支援センター連絡調整会議の開催（センター設置市町村と設置検討中の町 17市町村28名参加）
- 母子保健コーディネーター等の人材育成
 - ・母子保健コーディネーター研修会（初任者）の開催（14/30市町村等22名参加）
 - ・母子保健コーディネーター研修会（現任者）の開催（24/30市町村等39名参加）
 - ・総合相談窓口機能強化のためのスキルアップ研修会の開催（前期25/30市町村等41名、後期22/30市町村等36名参加）
- 地域と産科医療機関ネットワーク会の開催
 - ・（22/30市町村等29名参加、10/18分娩取扱施設20名）

評価（総括）、課題（C）

＜評価（総括）＞※これまでの取組の総括
【基本型・特定型】

- ・南国市の地域子育て支援センターに基本型1カ所、高知市保育幼稚園課内に特定型1カ所が設置された。

【母子保健型】

- ・県内ではH27年度から子育て世代包括支援センターの設置が始まり、現在では全市を含む18市町村に設置された。妊婦のアセスメントや支援プランを作成する市町村が増加し、妊娠早期から支援する体制の整備は一定すすんだ。
- ・妊娠中の保健指導において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市町村が増加した。
- ・産後、専門職からのケアを十分に受けた母親の割合は増加傾向にある。

＜次期計画に向けた課題＞

※これまでの取組から見てきた課題

【基本型・特定型】

- ・利用者支援事業の推進のためには、地域の子育て支援ニーズに適切に対応できているか、評価検証が必要

【母子保健型】

- ・子育て世代包括支援センターの機能充実と未設置町村のセンター機能確保
- ・母子保健コーディネーターや保健師等のアセスメント力の強化と、産前・産後ケアサービスの拡充
- ・市町村保健師や産科・精神科医療機関の医師・助産師など多職種・多機関が連携した周産期メンタル不調への支援

事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

計画期間内(H27~H31)に目指す姿(P)

乳幼児の少ない町村における子育て支援の場が拡充され、国の基準を満たすセンターや、保育所や認定こども園を活用した小規模なセンターなど25市町村、50箇所の開設を目指します。

実施状況(D)(H31年3月末現在)

設置状況 : 24市町村1広域連合 52箇所
子育て支援員認定者: 335名

- 子育て支援体制の確保
 - ・国補助金の活用した支援
(地域子ども・子育て支援事業費補助金)
⇒45カ所(20市町村)
 - ・国の基準に満たない小規模な子育て支援拠点の運営への支援
(安心子育て応援事業費補助金)
⇒5箇所(4町村1広域連合)
 - ・未設置地域でのつどいの場の拡充
⇒保育所等 4市町村
あったかふれあいセンター等 8市町村
- 人材育成・確保
 - ・現任者研修の実施 H30:のべ57名受講
 - ・子育て支援員研修(地域子育て支援拠点事業) H30:52名認定
 - ・子育て支援員認定者と地域子育て支援センターとのマッチング
希望者に見学実習を実施 H30:36名実施
 - ・子育て支援員認定者に対し、高知県福祉人材センターへの求職登録を促進
- 地域の子育ての課題やニーズに対応する取組への支援
 - ・安心子育て応援事業費補助金 H30:13市町村1広域連合1団体
(取組例)妊娠期からの支援の実施
父親の育児参加促進のための取組(土日開催含む)
- 高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー専門相談員(助産師)による現場支援 H30 : のべ68箇所

評価(総括)、課題(C)

<評価(総括)> ※これまでの取組の総括

- 子育て支援体制の確保
市町村の子ども・子育て支援事業計画に沿った拠点の設置が達成
- 人材育成・確保
 - ・子育て支援員研修により認定された支援員の活用
 - ・人材育成を行うために研修会を実施
- 機能強化
 - ・母子保健との連携をもとに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制(「高知版ネウボラ」)の構築に向けた取り組みを推進

<次期計画に向けた課題>

※これまでの取組から見えてきた課題

- ・高知版ネウボラの核となる地域子育て支援センターの拠点機能の充実強化
- ・高知版ネウボラの推進するための人材の育成、確保

事業の概要

母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦に対して、a妊娠週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、b検査計測、c保健指導を実施するとともに、妊娠期間をとおして適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【母子健康手帳交付時に併せて交付される妊婦健康診査の受診券(公費負担14回分)により、「標準的な妊婦健診のスケジュール」に示される妊娠初期～23週、24週～35週、36週～出産までといった各期間毎の望ましい時期に必要な応じた医学的検査等を実施】

計画期間内 (H27～H31) に目指す姿 (P)

妊婦健康診査の実施に係る市町村の負担を軽減するための支援及び妊婦自身の主体的な健康管理のための啓発を引き続き行い、妊娠初期から出産までに正期産(妊娠37週～41週)の場合で概ね14回の定期的な健診を受診している妊婦が増えるとともに、未受診のまま出産に至る方を減少させることを目指します。

【本年における具体的な目標値】

・妊娠11週以下での妊娠届率→全国水準
(H26年度:93.1%(全国91.9%)
→(H30年度:93.1%(速報値))

実施状況 (D) (H31年3月末現在)

- ◆妊娠中の健康管理の重要性の啓発
 - ＜妊婦自身の主体的な健康管理意識の啓発＞
 - ・母子健康手帳別冊「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」作成・配布(市町村)
 - ・「妊婦健康診査を受けましょう」チラシの作成、配布(医療機関・市町村)
 - ＜思春期からの意識の啓発＞
 - ・性に関する専門講師派遣 19校(2,635人)
 - ・思春期ハンドブック配布 10,133冊(高等学校等)
- ◆本県独自の検査項目追加による早産防止を目的とした医学的管理の徹底
 - ・妊娠初期の膣分泌物の細菌検査 県内全市町村で実施
 - ・妊娠中期の子宮頸管長の測定 県内全市町村で実施
- ◆周産期医療や母子保健事業従事者の資質の向上
 - ・周産期医療従事者を対象とした「周産期医療研修」の実施 実施回数:6回 のべ参加人数:161名
 - ・市町村等の母子保健従事者を対象とした「母子保健指導者研修会」の実施
 - 研修会Ⅰ:参加人数53人
 - 研修会Ⅱ:参加人数48人

評価(総括)、課題(C)

＜評価(総括)＞※これまでの取組の総括

- ・妊娠満20週以降の妊娠届出14.6%(うち分娩後2人)(H30年度速報値)と横ばい状態。(H26年度:12.6%(うち分娩後3人))
- ・市町村で妊娠届出時に配布している「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」には、「災害時の備え」や「産後に起こりやすい心と身体の変化」に関するページを追加しバージョンアップするなど、さらなる意識啓発を図った。
- ・早産防止対策の取組により、早産による未熟性が原因である乳児死亡は減少傾向にある。

＜次期計画に向けた課題＞

※これまでの取組から見えてきた課題

- ・思春期や若い世代等への正しい知識の情報提供による健全な心と身体づくりが必要。
- ・早産防止対策の更なる徹底を図るため、子宮頸管長測定指針の見直しを行うとともに各産科医療機関への頸管長測定の徹底を改めて周知する必要がある。(前回は平成24年度実施)

事業の概要

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握を行う事業です。

- ・育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を実施
- ・親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

5年後も全市町村における全戸訪問が引き続き実施されているとともに、支援の必要な家庭の把握と適切な支援につなげることのできる訪問者の育成に努めます。

実施状況（D）（H31年3月末現在）

実施状況：県内全市町村

- 事業実施する市町村に対する財政的な支援
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村（20市町村）
 - ・補助金の交付を受けずに母子保健法に基づく訪問指導等と併せて実施している町村（14町村）
- 市町村職員等を対象とした研修等の実施（延べ272名）
 - ・児童虐待の対応等について（5/15：64名）
 - ・児童虐待対応模擬事例でのグループワーク（5/29：51名）
 - ・子ども虐待相談における危機アセスメント（6/12：56名）
 - ・虐待対応マネジメントと地域ネットワーク等（8/7：49名）
 - ・初期アセスメントとアプローチ（12/4：28名）
 - ・子ども虐待対応と児童の成長発達の理解（1/22：24名）

評価（総括）、課題（C）

＜評価（総括）、次期計画に向けた課題＞

- ・支援が必要と判断される家庭の把握や、養育支援訪問事業をはじめとしたサービスの提供等、早期の養育環境改善に向けた訪問者の人材育成及び資質向上が必要

事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言や家庭内での育児等に関する具体的な援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

- ・産褥(さんじょく)期(※)の母子への育児支援や簡単な家事等の援助
- ・未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- ・養育者の身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- ・若年の養育者に対する育児相談・指導
- ・児童が児童養護施設等を退所した後に、アフターケアを必要とする家庭等への養育相談・支援

計画期間内(H27~H31)に目指す姿(P)

養育支援が特に必要な家庭に対する指導・助言と育児等に関する援助につなげることのできる訪問者の育成に努めます。

(※)産褥期
分娩後、妊娠する前の状態に戻るまでの約6~8週間の期間

実施状況(D)(H31年3月末現在)

実施状況:34市町村

- 事業実施する市町村に対する財政的な支援
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村(16市町村)
 - ・補助金の交付を受けずに母子保健法に基づく訪問指導等と併せて実施している町村(18町村)
- 市町村職員等を対象とした研修等の実施(延べ293名)
 - ・要対協調整機関と児童相談所との連携強化
(6/27・29・54名、10/30・31:44名)
 - ・虐待対応マネジメントと地域ネットワーク等(8/7:49名)
 - ・包括的アセスメントと支援計画(8/14:34名)
 - ・職務の確認や他自治体との意見交換(9/11:17名)
 - ・進行管理のマネジメント等(10/23:46名)
 - ・子ども虐待相談における保護者アプローチ(11/15:23名)
 - ・他市町村の会議運営方法やケース支援方法の見学
(11/21・12/5:26名)

評価(総括)、課題(C)

＜評価(総括)、次期計画に向けた課題＞

- ・養育支援が必要な家庭が抱える課題や養育上の問題等に対する関係機関や社会資源を利用した適切な支援の実施
- ・訪問者の人材育成や資質向上の継続

事業の概要

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の専門性の強化及び関係機関等の連携強化を図ることで、児童虐待の発生の予防とともに、早期発見・早期対応につなげる事業です。

計画期間内 (H27~H31) に目指す姿 (P)

関係機関の連携のもと、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応が行えるよう、要保護児童対策地域協議会の活動の一層の強化を目指します。

実施状況 (D) (H31年3月末現在)

要保護児童対策地域協議会の設置状況:全市町村

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化に取り組む市町村に対する財政支援
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村 (5市町)
- 市町村職員等を対象とした研修等の実施(延べ293名)
 - ・要対協調整機関と児童相談所との連携強化 (6/27・29・54名、10/30・31:44名)
 - ・虐待対応マネジメントと地域ネットワーク等(8/7:49名)
 - ・包括的アセスメントと支援計画(8/14:34名)
 - ・職務の確認や他自治体との意見交換(9/11:17名)
 - ・進行管理のマネジメント等(10/23:46名)
 - ・子ども虐待相談における保護者アプローチ(11/15:23名)
 - ・他市町村の会議運営方法やケース支援方法の見学 (11/21・12/5:26名)

評価 (総括)、課題 (C)

<評価(総括)、次期計画に向けた課題>

- ・当該業務は、様々な関係機関との調整が必要であることから、要対協に配置されている専門職の専門性の向上が必要
- ・個々のケースに対する適切なアセスメント(リスク含む)や支援方法が実施できるよう、人材育成や資質向上の取組の継続が必要

事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【ショートステイ】

・保護者が、疾病・就労など身体上・精神上・環境上の理由によって児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、児童の養育・保護を行う（原則として7日以内）

【トワイライトステイ】

・保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となる場合等の緊急の場合に、児童養護施設など、保護を適切に行うことができる施設において、児童を預かる（宿泊可）

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

全市町村で、必要に応じて利用できる体制の実現を目指します。

実施状況（D）（H31年3月末現在）

実施状況：ショートステイ 26市町村
トワイライトステイ 1市（高知市）

○市町村に対する財政支援

・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村
(21市町)

(H30実績)

・ショートステイ

事業利用実人員：68名、延べ日数：293日

・トワイライトステイ

事業利用実人員：0名、延べ日数：0日

○受け入れが可能な施設等の状況 14施設

・乳児院：1か所（高知市）

・児童養護施設：8か所（高知市・香南市・香美市・四万十市・佐川町）

・母子生活支援施設：2か所（高知市・安芸市）

・ファミリーホーム：3か所（高知市・四万十市・本山町）

評価（総括）、課題（C）

<評価（総括）、次期計画に向けた課題>

・近隣に児童養護施設等のない市町村での実施が困難

・委託先である児童養護施設等の入所児童が増加しており、保護者の必要に応じた受け入れが困難

事業の概要

乳幼児や小学生等の児童の子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業です。

【交付対象となる事業(会員数50人相当以上)】

- ・提供会員及び利用会員の募集、登録、その他会員組織業務
- ・相互援助活動の調整等(事故が発生した場合に、円満な解決に向け会員間の連絡等を行うことを含む)
- ・相互援助に必要な知識に関する講習会の開催

【利用できるサービスの内容】

- ・保育所、幼稚園、認定こども園等の送り・迎え、登園前・帰宅後の預かり
- ・放課後児童クラブへの登校前・終了後の預かり等

計画期間内(H27~H31)に目指す姿(P)

事業の拡大や充実に向けて、引き続き業務内容の周知啓発活動を行い、5年後には、新たに2市町村以上がファミリー・サポート・センターを設置することを目指して取り組みます。

また、実施市町村への支援を引き続き行い、提供会員の拡大により援助活動の充実を目指して取り組みます。

【本年における具体的な目標値】

ファミリー・サポート・センター事業の実施市町村数:10市町村

実施状況(D)(H31年3月末現在)

実施状況:県内8市町

(高知市・安芸市・南国市・須崎市・香南市・香美市・いの町・佐川町)

うち、県単独補助制度を活用して開設した市町村:5市1町
(香南市(H28.11)・南国市(H29.10)・安芸市(H29.12)
香美市(H30.8)・いの町(H30.10)・須崎市(H31.3))

◆新たなセンター開設への支援

- ・国の補助要件を満たさない会員数50人未満の小規模なセンターを「高知版ファミリー・サポート・センター」として県単独で支援する制度をH28年に創設し、事業を開始する市町村を支援。

◆会員の増加に向けたセンターのPRと研修の実施

- ・制度周知のテレビCMの放送
- ・県の広報媒体による広報の実施(ラジオ、広報紙等)
- ・啓発リーフレットの配布(量販店等)
- ・子育てイベントでのPR アンケート回収670人
- ・提供会員になるために必要な研修を県主催で実施
子育て支援員研修 参加人数27人
- ・アドバイザーのスキルアップ研修の実施
アドバイザー研修 参加人数21人(8センター・5市町)

評価(総括)、課題(C)

<評価(総括)>※これまでの取組の総括

- ・高知版ファミリー・サポート・センター運営費補助金を活用して、新たなセンターの開設が進んだ

<次期計画に向けた課題>

※これまでの取組から見えてきた課題

- ・ニーズが顕在化しておらず、市町村が事業実施に踏み切れていない
- ・会員(特に提供会員)の確保が必要だが、預かりに対する不安が先行している
- ・病児・病後児への対応のため、県内で初めて病児・病後児の預かりを実施する四万十市の取組を県内全域へ広める

事業の概要

家庭で保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。第2種社会福祉事業として位置づけられ、新制度においては4つの事業類型があります。

- ①一般型: 保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を預かる事業（現行事業の後継）
- ②余裕活用型: 認定こども園等で利用定員に達していない場合に、乳幼児を定員まで受け入れる事業
- ③幼稚園型: 幼稚園又は認定こども園において、1号認定の在籍園児の教育標準時間以上の利用の実施（園児以外の子どもの一時的預かりも併せて実施可能）
- ④訪問型: 児童の居宅において実施（特に支援が必要な児童を想定）

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

保育所・認定こども園等教育・保育施設を利用していない保護者にとっては、必要な事業であり、各市町村において、1箇所以上の事業実施を目指します。

幼稚園・認定こども園における1号認定の幼児についても、利用可能となるよう財政支援を行いながら、すべての幼稚園・認定こども園での実施を目指します。

休日・祝祭日において実施する施設を増やします。

【本年における具体的な目標値】

一時預かり事業の実施数
34市町村100か所

実施状況（D）（H31年3月末現在）

実施状況:	一般型	17市町36か所
	余裕活用型	7市町33か所
	幼稚園型	41園(幼稚園及び認定こども園)
	計	24市町村99か所

- ◆市町村に対する助言・指導、財政支援
（※本事業は市町村の委託又は補助事業）
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村（18市町）
- ◆事業の担い手確保について
 - ・子育て支援員研修（一時預かり）の実施 44名修了
- ◆一時預かり事業の実施場所、利用方法等の情報提供、周知
 - ・HP などを活用した情報公表

評価（総括）、課題（C）

＜評価(総括)＞※これまでの取組の総括

- ・一般型については、専用スペースと専任職員の配置が必要となり、実施への負担が大きかったが、定員の余裕枠の範囲で、既存スペース、既存職員を活用した余裕活用型での実施が可能となったことにより、実施施設が大幅に増えている。
- ・幼稚園型については、在園児の預かりとなるが、県内の国立を除く幼稚園・認定こども園のうち約7割(41園/57園)で1号認定子どもの預かり保育につながっている。

＜次期計画に向けた課題＞

※これまでの取組から見えてきた課題

- ・実施施設数は増加しているため、保護者ニーズにあったサービスの提供に向け市町村と検討していく。
- ・一時預かり事業の担い手確保について、子育て支援員の配置が可能となるよう福祉人材センターのマッチング事業と連携する。

事業の概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。新制度においては、2つの事業類型に応じた事業の実施が可能です。

- ①一般型：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日、及び時間において、保育所等で保育を実施
- ②訪問型：施設における小人数の延長保育のニーズ、過疎地域や障害児等に対応できる体制を充実させるため、児童の居宅に訪問し事業を実施

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保育所や認定こども園等で行う延長保育事業については、21市町村149か所での実施を目指します。

急な残業など、突発的な事由によって延長保育が必要になる場合など、施設では対応しきれない延長保育については、訪問型延長保育事業及びファミリー・サポート・センター等の活用の検討も併せて実施します。

【本年における具体的な目標値】

延長保育事業の実施数
21市町村149か所

実施状況（D）（H31年3月末現在）

実施状況：14市町村141か所

（内訳）

開所時間11時間超え保育所等：県内13市町村104か所

開所時間11時間超え幼稚園（認定こども園除く）：1か所

開所時間11時間超え認定こども園：21か所

開所時間11時間超え地域型保育事業所：15か所

◆市町村に対する助言・指導、財政支援

（※本事業は市町村の委託又は補助事業）

- ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村（12市町村）

◆11時間以上の保育の必要な保護者が存在する場合、地域の保育所や認定こども園等が実情に合った開所時間にすよう、市町村に促します。

- ・延長保育促進事業

◆延長保育が必要な乳幼児が小人数の場合においても、施設のみならず対応可能となる子育て支援サービス等も検討する必要があります。

- ・ファミリー・サポート・センター事業の活用

評価（総括）、課題（C）

＜評価（総括）＞※これまでの取組の総括

- ・ 11時間を超えて開所する施設数は増えてきている。
- ・ 職員の確保が困難となってきている。
- ※ 職員配置は、子どもの年齢別配置基準と同様に配置されることとなるが、延長保育が必要な子どもが小人数（1～2名など）の場合についても、職員は2人以上の配置が必要となる。

＜次期計画に向けた課題＞

※これまでの取組から見えてきた課題

- ・ 幼児教育・保育の無償化により、保育時間の長時間化が予想されるが、そのための人材確保が課題。
- ・ 少数又は突発的な対応については、施設型では対応が難しいため、ファミリー・サポート・センター等の活用を進めていく。

事業の概要

保育を必要としている乳幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているもの又は、病気の回復期ではあるものの集団保育が困難と認められるものを、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。国及び都道府県以外の者が事業を実施する場合は、予め都道府県知事に届け出る必要があります。平成27年度以降は、3つの事業類型の事業の実施が可能です。

- ①病児・病後児対応型：病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施
- ②体調不良児対応型：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応などを図る
- ③非施設型（訪問型）：地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育を実施

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保護者が安心して子育てできるよう、県としても多面的な支援を行いながら、5年後には病児・病後児対応型を9市町村13箇所、体調不良児対応型の2市3箇所での実施を目指します。

【本年における具体的な目標値】

病児・病後児対応型の実施数
14市町村17か所

実施状況（D）（H31年3月末現在）

実施状況：病児・病後児対応型 9市町村16か所
高知市：病児対応型 5か所・病後児対応型1か所・訪問型1か所
安芸市：病児対応型1か所
南国市：病後児対応型1か所・訪問型1か所
須崎市：病後児対応型1か所
香南市：訪問型1か所
香美市：訪問型1か所
芸西村：病児対応型1か所
佐川町：病後児対応型1か所
日高村：病後児対応型1か所

体調不良児対応型 4市59か所

- ◆市町村に対する助言・指導、財政支援
（※本事業は市町村の委託又は補助事業）
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村（8市町村）
- ◆高知市に病児保育施設が1施設増
企業主導型保育事業所
- ◆保護者のニーズが非常に高い事業であり、検討をしている市町村に対し、課題の解消等について、助言・支援を実施します。
- ◆国の「子ども・子育て支援整備交付金（病児保育）」や「企業主導型保育事業」等活用可能な制度について情報提供します。

評価（総括）、課題（C）

＜評価（総括）＞※これまでの取組の総括

- ・病児・病後児対応型の実施箇所数は、当初目標を上回っており、サービスの拡大につながっている。
- ・一方で、小児科医等の不足や感染症の流行時期により利用者の増減があり、安定した経営が難しいことから、利用ニーズはあるが、実施までに至らない市町村もある。
- ・体調不良児対応型については、高知市において大幅に拡大しており、看護師の配置が進むことで、在園中の体調不良に対応が可能となっている。

＜次期計画に向けた課題＞

※これまでの取組から見えてきた課題

- ・利用規模が小さく、単独実施が難しい地域について、広域的な実施ができるよう市町村間の調整が必要
- ・施設を必要としない、訪問型病児保育の実施について検討していく。
- ・病児を預けることへの不安を解消できるよう看護師や保育士の質の確保を行っていく必要がある。

事業の概要

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後等（放課後や長期休業等）に、小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。新制度への移行（平成27年度）に伴い、対象年齢がおおむね10歳未満から、小学6年生までとなるほか、国の省令に基づき、市町村が放課後児童クラブの設置や運営の基準を条例で定めます。

放課後児童クラブの開所日数と時間については、年間250日以上、授業の休業日は1日8時間以上、授業の休業日以外は1日3時間以上を原則に、保護者や地域の状況等を考慮して、事業所ごとに定める

計画期間内（H27～H31）に目指す姿（P）

全ての子どもたちが放課後に、より安全で健やかに過ごせるよう、学校と地域、家庭が連携し、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進します。

【指標】避難訓練の実施	100%
防災マニュアルの作成	100%
学校との定期的な連絡	90%

放課後子ども総合プランを活用した「放課後学びの場（子どもたちの学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる学習活動の場）」の取組を推進し、全ての子どもたちが放課後に様々な体験・交流・学習活動ができるよう、市町村の取組を支援します。

【指標】学習活動の実施	95%
-------------	-----

・放課後児童クラブを利用する児童が、放課後子ども教室などの全ての子どもが参加する学習プログラムに参加することができるよう、市町村の取組を支援します。

・放課後子ども教室において、放課後児童クラブの対象児童を含む地域の子ども全てを対象とした学習プログラムが充実するよう、市町村の取組を支援します。

【本年における具体的な目標値】

- ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 94%
- ・放課後学びの場における学習支援の実施率 96%

実施状況（D）（H31年3月末現在）

設置：高知市 94か所
（放課後子ども教室とあわせて実施校率100%）
高知市以外の市町村 82か所
（放課後子ども教室とあわせて実施校率94.7%）

【指標】※高知市を含む	
避難訓練の実施	100%（H29:100%）
防災マニュアルの作成	100%（H29:100%）
学校との定期的な連絡	80%（H29:78%）
学習活動の実施：	100%（H29:100%）
	※H30アンケート調査結果

本県では、文部科学省が所管する地域の全ての子どもを対象とした「放課後子ども教室」とあわせ、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりと豊かな学びの場としての取組を「放課後子ども総合プラン」として推進しています。

以下の取組を継続して実施。

- ◆「放課後子ども総合プラン」実施市町村等への財政支援
- ◆放課後児童支援員の認定資格研修の実施
- ◆放課後児童クラブや放課後子ども教室等の従事者の合同研修を充実し、児童の育成支援を推進
- ◆学び場人材バンクによる人材紹介や出前講座等の実施
- ◆市町村が保護者利用料を減免した場合の助成（県1/2）
- ◆市町村が放課後児童クラブの開設時間を延長した場合の助成（県1/2）
- ◆放課後児童クラブの新設や活動面積の拡充など、量的拡充や質の改善への財政的な支援
- ◆年1回の市町村訪問や実施状況調査等を通じた助言等

評価（総括）、課題（C）

＜評価（総括）＞※これまでの取組の総括

・全小学校区の95.8%（184校/192校）に、放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を設置
⇒市町村や実施場所によって、地域と連携した放課後支援活動の内容に差

・全ての放課後児童クラブにおいて学習支援活動を実施

・全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・交流・学習活動を行うことができるように、総合的な放課後対策の充実
⇒施設の安全対策の周知徹底
⇒学校教育・福祉等関係機関との連携

＜次期計画に向けた課題＞

※これまでの取組から見えてきた課題

・児童の定員等、国が示す施設基準等を満たしていない児童クラブへの対応が必要。

・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。
活動内容・人材ともに質の確保が必要。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【幼保支援課】

事業の概要

低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を助成する事業です。

<対象者> 生活保護世帯

<基準額(1人当たり月額)>

①給食費(副材料費) 1号認定:4,500円 ②教材費・行事費等 1~3号認定を通じて同額:2,500円

計画期間内(H27~H31)に目指す姿(P)

- 各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援する。

実施状況(D)(H31年3月末現在)

実施状況

①給食費 実績なし
②教材費・行事費等 2市町 65か所 260人

評価(総括)、課題(C)

- 事業の周知を行いながら、引き続き市町村の実施を支援していく。
- 幼児教育・保育の無償化に伴い、①給食費の対象者が変更となるため、市町村に周知していく。
(変更内容)
生活保護世帯の1号認定子ども
↓
新制度未移行幼稚園の低所得世帯

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築する事業です。

計画期間内(H27~H31)に目指す姿(P)

- 各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援する。

実施状況(D)(H31年3月末現在)

実施状況 H30年度 実績なし

評価(総括)、課題(C)

- 事業の周知を行いながら、引き続き市町村の実施を支援していく。